

宮城県診療情報管理研究会会則

(名称)

第1条 本会は「宮城県診療情報管理研究会」(Miyagi Society of Health Information Management)とする。

(目的)

第2条 本会は診療録・診療情報管理等についての会員の卒後・生涯教育、知識の向上と会員相互の協力、発展をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 診療情報管理通信教育等への協力
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は日本診療情報管理学会員、日本診療情報管理士会員、診療情報管理実務担当者、診療情報管理を目指す個人で、本会の目的に賛同して入会した者を会員とする。

なお、本会に特に功績のあった者で、幹事会で推薦され総会の承認を受けた個人を名誉職とする。名誉職の職名は、承認を受けた時点の役職に基づき決定する。

(会費)

第5条 会費は年会費制とし、年度はじめの研究会に納入する。

- 2 年会費の金額は幹事会において決定し、総会の承認を得るものとする。
- 3 研究会参加費用は必要に応じて徴収する事がある。
- 4 名誉職は会費を納めることを要しない。

(入会)

第6条 本会に入会するときは、所定の事項を記載して、事務局に申し込む。

(退会)

第7条 本会を退会するときは、文書で退会を事務局に申し出る。

- 2 年間一度も研究会等に参加せず、年会費の納入のないときは自動退会とする。
- 3 既納の会費は返納しない。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以内 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監査 | 2名 |

第9条 役員は幹事会において選出し、総会において承認を得るものとする。

2 会長、副会長、事務局担当幹事は幹事間の互選とし、兼任を妨げない。

3 役員幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表して会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、2名の場合は適宜役割を分担する。

(3) 幹事は幹事会を組織し、会の運営を補佐する。幹事会は、会長、副会長と幹事によって構成する。

(4) 監査は本会の経理を監視し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第11条 年1回総会を開催する。

2 総会は会長が招集し主宰する。

3 総会においては、本会則に別に定める事項のほか、次の事項を報告・承認する。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) その他本会の業務に関する重要事項で幹事会において必要と認めた事項

第12条 年1回以上幹事会を開催する。

(事務局)

第13条 本会に事務局をおき、次の業務を行う。

(1) 総会・研究会に関する会員への通知発送に関すること。

(2) 会費の徴収・支出等、会費に関すること。

(3) 謝礼・会議費等支給に関する内規は別途定める。

(4) その他研究会運営で発生する事務に関すること。

(会計期間)

第14条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第15条 会則は総会の承認によって変更することができる。

附 則

本会則は、平成14年4月1日から施行する。

本会則は、平成16年4月1日から施行する。

本会則は、平成17年4月1日から施行する。

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

本会則は、平成27年5月16日から施行する。

本会則は、平成31年4月1日から施行する。

本会則は、令和3年5月22日から施行する。

本会則は、令和5年5月20日から施行する。